

市原野自治連合会 役員旅費交通費および諸費用支給細則

(目的)

第1条 この細則は、市原野自治連合会会規約第8条の規定に基づき、役員が自治会業務を遂行するために要する旅費交通費および通信費（電話代等）、および関係団体との会合会費等の支給に関し必要な事項を定める。

(定額支給の対象および金額)

第2条 会長、副会長、および会計（以下「3役」という）に対しては、日常的な業務に伴う交通費および通信費の弁償として、次の通り一律定額を支給する。

(1) 会長 : 年額 20,000円

(2) 副会長 : 年額 10,000円

(3) 会計 : 年額 10,000円

2 前項の定額支給金は、毎年度末3月までに一括して支給する。

3 定額支給を受けた3役は、日常的な近隣への移動交通費や電話代等を個別に実費請求することはできない。

(その他の役員の実費支給)

第3条 前条に定める3役以外の役員が、自治会業務のために移動、または通信を行った場合は、その実費を支給する。

(実費支給の基準)

第4条 前条の規定により実費を請求する場合は、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 公共交通機関（電車・バス等）を利用した場合は、通常の経路による運賃実費を支給する。

(2) 自治会業務のためやむを得ず自家用車等を使用し、有料駐車場等を利用した場合は、その実費を支給する。（自家用車のガソリン代は1km当たり20円で計算する。）

(3) 自治会業務のために個人の電話等を使用し、多大な通信費が発生した場合は、その実費を支給する。

2 実費の請求にあたっては、所定の請求書に領収書、レシート、または利用実績の分かる書類を添付して会計に提出しなければならない。ただし、公共交通機関の運賃等で領収書が出ない場合は、経路と金額の明記をもって領収書に代えることができる。

(特例措置)

第5条 第2条の規定にかかわらず、3役が行政機関の要請等により遠方（市外、または片道20キロ以上）へ出張した場合、または突発的かつ多額の費用が発生した場合は、その実費を別途支給することができる。

(関係団体との会合等の会費)

第6条 会長（または会長の指名により代理出席した役員）が、行政機関、他地域の自治会、その他関係団体が主催する会食を伴う会合・懇親会等に参加した場合、その会費（参加費）の実費を支給することができる。

2 前項の支給対象は、事前に市原野自治連合会宛てに公式な案内（書面またはメール等）があったものに限る。

3 次に掲げる費用については、支給の対象外とし、出席者の自己負担とする。

(1) 公式な会合の終了後に開催される二次会等の費用

(2) 個人的な付き合いと認められる会食の費用

4 会費の請求にあたっては、原則として領収書（または金額の記載された案内状と振込受領書等）を会計に提出しなければならない。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

(附則)

本細則は、令和8年6月6日より施行する。